

北空知4町地域公共交通活性化協議会
入札参加者指名選考委員会の運営に関する取扱い

第1 第2条（目的及び所管事項）関係

「委員長が必要と認めるもの」とは、会計規程第31条において準用する北海道財務規則（以下「北海道財務規則」という。以下同じ。）運用方針第3節（随意契約）関係1（2）「契約の目的物が代替性のないものであるとき」の規定に基づく契約のうち予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額）が北海道財務規則第162条の2各号に定める金額を超える契約をいう（物品の賃貸借契約のうち前年度又は当該年度において、同一業者と同一内容の契約を締結している場合を除く。）。

なお、プロポーザル方式により受託者を選定する場合は、プロポーザルでの実施の可否、審査基準、プロポーザル審査会での受託者の決定方法、提案者の指名選考等を審議するものとする。

第2 第4条（委員長の職務及びその代理）関係

「委員長があらかじめ指名する委員」とは、協議会副会長とする。

第3 第5条（会議）関係

- 1 委員会の開催を必要とする事務局員は、委員長に開催を要請する。
- 2 委員長は、要請があった場合は、委員会を開催するものとする。
- 3 事業内容が専門的になるなど特別の事情があると委員長が認めるときは、当該事業の内容に精通した者を補助者として出席させることができるものとする。

第4 第6条（参加者の選考）関係

「指名競争入札参加者指名基準等」とは、北海道が定める指名競争入札参加者指名基準のほか、競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について」）、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」）などをいう。

第5 第8条（指名（参加）業者選考調書の作成等）関係

- 1 指名（参加）業者選考調書は、随意契約の場合は「指名（参加）業者選考調書」を「業者選考調書」に改めるものとする。
- 2 委員長は、作成された指名（参加）業者選考調書により事業担当事務局員に通知するものとし、事業担当事務局員は決定書等に添付するものとする。
- 3 指名競争入札等の参加者の指名選考の過程及びその理由、議決の状況等については、当該指名競争入札等の参加者名を公表するものとする。
- 4 第3項の書記には、委員長が出席委員の中から指名した者を含まない。

第6 委員会の庶務

委員会の庶務は、事務局において処理するものとする。